

庶務 516号 昭和26年7月23日

内閣総理大臣

行政管理庁長官 あて(各通)

政令諮詢委員会委員長

日本学術会議会長 亀山直人

## 行政機構の改革に關し試験研究機関について(要望)

本会議は、政府が今回の行政機構の改革に當り、試験研究機関について、特に下記の点に留意されるよう要望します。

## 記

わが国の自主再建の基礎は、これを科学技術に置き、その振興とその應用工業化を積極的に実施し、産業の合理化、貿易の振興を強力に推進しなければならないことはいうまでもないが、そのためには、政府所管の各種試験研究施設を整備充実してそれぞれの使命を完うさせることが不可欠の要件である。

## これらの試験研究機関のうち

第一に、政府が實質上実施する事業(例えば通信、鉄道等)に関するものは、その事業の改善向上を図るために必要であることはいうまでもなかろう。

第二に、度量衡、計量等、あるいは公衆衛生等に関する事項のように、国として行うべき事務事業に関するものは、その事務事業の遺憾なき遂行を期すために必要な試験研究を行う施設として欠くべからざるものである。

第三に、政府が直接実施する事業ではなくても、例えば農業、中小鉱工業等極めて多数の国民が從事する事業に関するものもまた必要欠くべからざるものである。けだし、かような事業の能率的な発達、生産の増大を図るために、政府みずからが、これらの事業に関する諸原理及びその應用に関する試験研究を実施し、その成果に基いて指導し、普及を図る他に途がないからである。

第四に、大規模な工業技術についての應用工業化に関するものもまた、少くとも今日のわが国においては、到底これを廢止し得ないものである。けだし、かような科学技術の應用工業化に関する研究は、一方、科学技術の基礎的研究を主眼とする大学の研究施設によつては達成し得ないものであり、他方、財閥の解体した今日のわが国の民間企業者に期待し得ないものであるが、しかも、わが国の再建の成否の重要な部分はここにかかるといふも過言ではなく、その試験研究は一日もゆるがせにすることはできないものだからである。

従つて、行政機構改革にあたつては、政府所管の各種試験研究機関の性格と使命にかんがみ、国全体としての科学の振興、産業の発達に支障を來さず、ますますこれを振興させるように措置せることが必要である。